

(令和3年度経済産業省委託調査)

令和3年度重要技術管理体制強化事業
(国際約束の履行等に基づく貿易管理制度等調査)

令和4年3月

公益財団法人 日本国際問題研究所

軍縮・科学技術センター

序文

本調査報告書は、当センターが令和３年度に経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課の委託により行った「令和３年度重要技術管理体制強化事業（国際約束の履行等に基づく貿易管理制度等調査）」での調査を踏まえ取りまとめられたものである。

本調査の業務従事者は下記の通りである。

総括責任者 戸崎 洋史 日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター
所長

業務責任者 首藤 明美 日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター
企画部長

調査業務主任 高山 嘉顕 日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター
研究員

本報告書が今後の我が国の貿易管理政策に少しでも貢献できれば幸いである。また、邵洪範（成均館大学 東アジア法・政治研究所 前任研究員）、中谷和弘（東京大学法学部教授）、ジェルネイ レントナー チェルニチ（スロベニア・New University 教授）、マイケル・ネスビット（カルガリー大学法学部 准教授）の各氏およびベーカー&マッケンジー法律事務所には、レポートの執筆等を通じてご貢献いただいた。甚大なる謝意を表すものである。

なお、本調査報告書に掲載された各稿は、各執筆者の見解によるものであり、日本政府、日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター、および各執筆者の所属団体の意見・見解を反映するものでも、また代表するものでもない。

令和４年３月
公益財団法人 日本国際問題研究所
軍縮・科学技術センター
所長 戸崎 洋史

はじめに¹

近年、諸外国において、自国のサプライチェーンの保護等を目的として輸出入管理が行われる動きが見られる。新型コロナウイルスの感染が拡大する中、世界において自由貿易を逸脱するような輸出規制の導入に加え、アンチダンピング措置、CVD（補助金相殺関税）の強化が行われてきた。また、新たな価値遵守のために貿易管理が行われる事例が出てきており、欧米において、人権侵害や強制労働を理由に製品の輸入規制等が行われる動きもある。

加えて、我が国としては、国際社会と緊密に連携しながら、北朝鮮に対して国際連合安全保障理事会決議の遵守を強く求めており、北朝鮮に対して毅然とした姿勢で臨むべく、引き続き、関係省庁と連携し、北朝鮮との間の輸出入禁止などの制裁措置を厳格に実施しているところ。しかしながら、近年では制裁回避の手口が世界的に複雑化・巧妙化しているため、制裁回避が疑われる事例の分析及び共有だけでなく、企業におけるデュー・ディリジェンスに活かす取組もますます重要となっている。

こうした状況を踏まえ、本事業では、新しい時代を見据えた貿易管理制度の参考とするため、諸外国における貿易管理に係る制度や運用状況等について調査・分析を行った。本報告書の第Ⅰ部は、各国の経済制裁等に関する調査の結果を取りまとめたものである。また第Ⅱ部は北朝鮮制裁に関する実態調査の結果を取りまとめたものである。

¹ 高山嘉顕（日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター研究員）

第 I 部

各国の経済制裁等に関する調査

序章¹

近年、諸外国において、自国のサプライチェーンの保護等を目的として輸出入管理が行われる動きが見られる。新型コロナウイルスの感染が拡大する中、世界において自由貿易を逸脱するような輸出規制の導入に加え、アンチダンピング措置、CVD（補助金相殺関税）の強化が行われてきた。また、新たな価値遵守のために貿易管理が行われる事例が出てきており、欧米において、人権侵害や強制労働を理由に製品の輸入規制等が行われる動きもある。こうした状況を踏まえ、本事業では、新しい時代を見据えた貿易管理制度の参考とするため、諸外国における貿易管理に係る制度や運用状況等について調査・分析を行った。

本報告書第Ⅰ部は各国の経済制裁等に関する調査結果をとりまとめたものである。

¹ 高山嘉顕（日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター研究員）

第1章 米国

第1節 米国の輸入・関税制度—強制労働で生産された疑いのある商品に関するもの—¹

19世紀後半から、米国議会は強制労働で生産された商品の輸入を禁止する法律を制定している。しかし、最近まで、これらの法律は一定の消費需要の免除を条件としており、完全には適用されていなかった。2016年頃、米国は、主に中国に焦点を当てた貿易イニシアチブの一環として、適用除外を廃止し、同法の積極的な活用を開始した。特に中国の新疆ウイグル自治区におけるウイグル人およびその他一部のイスラム系少数民族に対する国家主導の強制労働など、世界中で人権侵害が拡大していることへの認識が高まっていることから、米国は強制労働の使用に対して協調して行動することに注力し、これらの行為を禁止しサプライチェーンから排除するための多くの新しい措置や規制に着手している。バイデン政権は、米国の貿易アジェンダの重要な要素として、労働に関するイニシアチブを全面的に受け入れている。

¹ ケビン・クーン、吉田 武史、オルフェ・ヴァハブザデ（ペーカー・マッケンジー）

（抄訳：日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター）

第2節 米国関税法 307 条の WTO 整合性についての考察—強制労働に対処するための手段としての通商規制に対する評価—¹

グローバル化の進展により企業のサプライチェーンも国境を超えて複雑化・多層化している。グローバル・サプライチェーンは、経済成長、雇用、労働者の能力開発及び技術移転を生み出す潜在性を有しているが、他方では、グローバル・サプライチェーンが強制労働、児童労働、人身売買を含む人権侵害の問題に深く関わっていることも事実である²。国際労働機関（ILO）の推計によると、今日の世界では 2500 万人の大人と子供が強制労働に従事しているとされる。そのうち 19%に該当する 480 万人が性産業における強制労働の被害者であり、17%に該当する 410 万人が政府主導の強制労働（強制的刑務所労働を含む）の被害者である。そのうち 64%に該当する 1600 万人は民間経済セクターにおける強制労働の被害者であり、建設業、製造業、農林水産業、鉱業など、多様な産業分野のサプライチェーンに深く関わっている³。強制労働は深刻な人権侵害であり、労働力の搾取による市場価格の歪曲は、公正な国際貿易を妨げる要因となっている。

米国は、サプライチェーンでの強制労働の問題に対処するために、強制労働の関与が疑われる商品に対して輸入規制を実施している。米国の 1930 年関税法 307 条は、全体又は一部が外国における刑務所労働、強制労働、債務奴隷（以下、強制労働）によって採掘、生産又は製造（以下、生産）された商品は、米国への輸入が禁止されると定める。

米税関・国境保護局（CBP）は、執行機関として、米国に輸入されようとする商品が強制労働によって生産されたという「確定的ではないが合理的に利用可能な」情報を入手した場合には、米国の全税関地点において、当該商品の輸入を保留する「違反商品保留命令（WRO）」を発出することができる。WRO の対象となった商品は、輸入許可の可否が決定されるまで、抑留されることになる。この段階で、輸入業者は、3 ヶ月以内に当該商品が強制労働によるものではないことを証明するか、又は、当該商品を米国以外の国に再輸出することができる。輸入業者が強制労働の不関与を証明できれば、商品の抑留は解除され、米国への輸入が可能

¹ 邵洪範（成均館大学 東アジア法・政治研究所 前任研究員）、中谷和弘（東京大学 法学部 教授）

² ILO et al., “Ending Child Labour, Forced Labour and Human Trafficking in Global Supply Chains” (2019) <https://www.ilo.org/ipec/Informationresources/WCMS_716930/lang--en/index.htm>

³ ILO, “Global Estimates of Modern Slavery: Forced Labour and Forced Marriage” (2017) <https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/@dgreports/@dcomm/documents/publication/wcms_575479.pdf>

になる。調査の結果、当該商品が関税法 307 条による禁止対象であることが確定的に決定された場合、CBP は、その結果（a finding）を税関掲示板及び連邦公報に公表することになる。結果の公表後、CBP は、抑留されていた商品に対する没収手続を進めることになる（米国連邦規則集第 19 篇 12.42 条から 12.44 条参照）。

関税法 307 条及びその執行手続（以下、関税法 307 条の措置）は、グローバル・サプライチェーンにおける強制労働の根絶に一定の貢献をもたらすことが期待される。米国の輸入業者は、強制労働の関与が疑われる製品又はそれを原材料とする製品の輸入を躊躇することになる。このような状況は、米国の市場に関心を持つ世界各国の企業がサプライチェーンの見直しや人権デュー・ディリジェンスの強化を図るなど、サプライチェーンから強制労働を排除するための実効的な対応策を講じる誘因となる。

しかし、強制労働を理由とした輸入禁止は、その目的の正当性とは別に、貿易制限的な効果をもたらすという点において、世界貿易機関（WTO）法との整合性が問題になる。WTO は、付属協定において、加盟国の間で合意された国際貿易に関する様々なルールを定めている。物品貿易については、「関税及び貿易に関する一般協定（ガット）」が最恵国待遇原則や数量制限の一般的廃止原則などの義務を定めるほか、義務違反の措置について正当化を認める例外規定を設けている。

第2章 欧州

欧州におけるビジネスと人権の発展に関する研究¹

ビジネスと人権の分野は、「ビジネスと人権に関する指導原則」(UNGPs)が採択されて以来、過去数十年の間に大きな発展を遂げてきた。人権分野におけるビジネス活動の規制に関して、1970年と1980年代に始まった初期の段階から大きく前進した。UNGPsは2011年に、ビジネスと人権に関する3つの柱の枠組みを導入し、人権を保護する国家の義務、人権を尊重する企業の義務、救済メカニズムを導入する国家と企業の義務を改めて規定した²。

採択後の10年間に、いくつかの国が「『ビジネスと人権』に関する行動計画」を起草し、署名しており、これが国内法の改革を促進している場合もある。それにもかかわらず、いくつかの改革が採択されたものの、事業活動における人権の尊重と保護に対する欧州各国のアプローチは、ばらばらで断片的なものであった。

UNGPsは、世界のほぼすべての地域の企業でも採用され、企業文化の変革を促してきた。ヨーロッパのいくつかの国では、ここ数年、非常に厳しい人権および環境に関する義務を課すデュー・ディリジェンス法が採用されている。企業は、環境や人権に関する義務の観点から、サプライチェーンを徹底的に見直すことを期待されているだけでなく、求められることも増えている。

欧州におけるビジネスと人権の発展は、主に市民社会のさまざまなステークホルダーによって推進されてきた。彼らは、EUに拠点を置く企業が、衛生や安全に関する労働規制の違反、最低賃金や生活賃金を得る権利、企業による環境悪化によるいくつかの人権の侵害など、ビジネスに関連した虐待を一般の人々に与えているとされる懸念に応えた。そのため、企業活動における人権と環境の効果的な保護にはいくつかの課題がある。

¹ ジェルネイ レントナー チェルニチ (スロベニア・New University 教授) (抄訳：日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター)

²United Nations. Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations "Protect, Respect and Remedy" Framework. 2011. John Ruggie, "Protect, Respect and Remedy: A Framework for Business and Human Rights: Report of the Special Representative of the Secretary-General on the Issue of Human Rights and Transnational Corporations and Other Business Enterprises", A/HRC/8/5 (7 April 2008)も参照。例えば、John Ruggie, Caroline Rees and Rachel Davis, "Ten Years After: From UN Guiding Principles to Multi-Fiduciary Obligations", *Business and Human Rights Journal*, 2021, vol. 6, issue 2, p. 179-197 を参照。

第3章 英国

英国現代奴隷法及び中国ウイグル自治区における人権を理由とした輸出規制¹

1. 英国 2015 年現代奴隷法

1.1. 英国では、2015 年の英国現代奴隷法に基づき、特定の企業が自社の事業およびサプライチェーンにおいて現代奴隷制を防止するために講じる措置を記載した声明文を毎年公表することを義務付けている。

1.2. EU は環境と人権に関するデュー・ディリジェンスを義務付ける法律の導入も計画しており²、他の多くの国もすでにこの道筋に沿って法律導入に動いていることは注目に値する³。英国は EU の加盟国ではないため、欧州委員会（European

¹ ベーカー&マッケンジー法律事務所（抄訳：日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター）

² 欧州議会調査局 [Towards a mandatory EU system of due diligence for supply chains accessible here](#) に記載されているとおりである。2022 年 2 月に法律案の改訂案が発表される予定。

³ 人権問題への取り組みに関する法律の主な例としては、以下のものが挙げられるが、これらに限定されるものではない。2010 年の S.1502 米国ドットフランク法（US Dodd-Frank Act 2010）は、製品に紛争鉱物が含まれているかどうかのデュー・ディリジェンスの開示を要求している。2010 年のカリフォルニア州サプライチェーン透明法（California Transparency in Supply Chains Act 2010）は、カリフォルニア州で取引される売上高 6000 万ドル以上のすべての企業に対し、奴隷制と戦うための努力について報告することを求めている。EU 非財務情報指令 2014（EU Non-Financial Reporting Directive 2014）は、大規模公益企業に対し、環境保護、社会・従業員問題、人権尊重、汚職・贈収賄防止、企業取締役会の多様性に関する方針の開示を義務付けている（なお、欧州委員会は 2021 年 4 月 21 日に、NFRD〔EU 非財務情報報告指令 2014 のこと；訳者注〕の既存の報告要件を修正する企業サステナビリティ報告指令〔Corporate Sustainability Reporting Directive〕の案を採択している）。フランスの警戒義務法 2017 は、フランスで設立された大企業に適用され、自社事業および特定の下請け・サプライヤーにおける人権侵害を特定・防止する警戒計画の公表を義務付けている。2018 年の豪州現代奴隷法（Australian Modern Slavery Act 2018）は、事業とサプライチェーンにおける現代奴隷に対処するための行動に関する年次声明の公表を義務付け、EU 紛争鉱物規制 2017（EU Conflict Minerals Regulation 2017）は、EU に拠点を置く錫、タンタル、タングステン、金の輸入業者に対し、2021 年 1 月 1 日からサプライチェーンのデュー・ディリジェンス義務の遵守と EU への輸入時の情報開示を義務付けています。ドイツのサプライチェーン法 2021 年（German Supply Chain law 2021）（2022 年、2023 年施行予定）は、企業に「人権関連リス

Commission) の提案する法律を実施する義務はない。しかし、英国は企業に対する人権や持続可能性の開示要求に関するアプローチにおいて、(国連や G7 への参加を通じて) EU や他の国・地域と足並みを揃えていくことが予想される。

1.3. 現在施行されている「英国 2015 年現代奴隷法」に基づくデュー・ディリジェンスおよび報告要件は、以下の組織に適用される。

- a) 法人格の有無にかかわらず(つまり、英国の登録企業だけでない)「法人」またはパートナーシップ。
- b) ただし、当該組織が英国内で事業または事業の一部を営んでいる場合に限る。
- c) 商品またはサービスを供給している。
- d) 世界で 3,600 万ポンド以上の年間売上高がある(例: 英国に関連する売上高だけではない)。

1.4. 同法に基づき声明文の作成が要求される企業の最低限の法的要件は以下のとおり。

- a) 現代奴隷制度に関する声明を毎年更新する。
- b) 現代奴隷制度に関する声明を英国のウェブサイトに掲載する。
- c) 取締役会(またはそれに準ずる経営組織)の承認を得て⁴、取締役会の承認があったことを明確に確認する文章を、承認日付とともに明細書に記載する。

ク」の回避と進捗状況の年次報告書の発行を義務付け(行動が遵守すべき 14 の国際条約に言及)、オランダの児童労働デュー・ディリジェンス法(Dutch Child Labour Due Diligence Law)(2022 年施行、責任ある持続可能な国際ビジネスに関する法律に置き換え予定)は、オランダ企業に、自社のバリューチェーンにおける児童労働の特定、防止、評価の義務付け、ノルウェー、フィンランドも法律制定を申請中である。

⁴組織が有限責任パートナーシップ以外の法人である場合、声明は取締役会(または同等の経営組織)の承認を受け、取締役(または同等の経営組織)が署名しなければならない、組織が有限責任パートナーシップである場合、声明は組合員の承認を受け、指定された組合員が署名しなければならない、組織が 1907 年の有限責任パートナーシップ法に基づいて登録された有限パートナーシップであれば、声明はゼネラルパートナーが署名しなければならない、組織が他の種類のパート

- d) 取締役（またはそれに相当する人物）のサインをもらい、その名前、役職、日付を声明文に記載する。
- 1.5. 現代奴隷制度に関する声明文の内容や詳細については、現時点では組織が決定できる事項だが、英国では将来的に透明性の義務付け体制に移行する予定である。現在のところ、サプライチェーンのリスクに対処するための実質的な措置を講じていないことに対する制裁はない。
- 1.6. 法定ガイダンスやベストプラクティスと整合するような、声明の詳細さと内容のレベルは、組織の性質、業務に付随するリスク、報告年度中に顕在化した特定のリスクへの対応によって異なるだろう。
- 1.7. 英国政府のガイダンスでは、ベストプラクティスとして、現代奴隷制度に関する声明に含まれる情報の詳細と質は、連続する年次報告書において向上し、組織が以下であることを示すべきであると説明されている。
- a) 透明性をもって行動し、特定された現代奴隷制のリスクとそれに対して取られた措置に関する情報を開示していること。
 - b) リスクの優先順位付けを行い、最も効果のあるアクションに焦点を当てていること。
 - c) これらのリスクに対処し、事業とサプライチェーンにおける労働者の成果を向上させるために、毎年前進していること⁵。
- 1.8. また、法定ガイダンスでは、声明文の作成方法を検討する際に、より広範なガイダンスの情報源を企業に紹介している⁶。
- 1.9. また、英国内務省は、現代奴隷制に関する声明を簡単に見つけることができるように、政府現代奴隷制声明レジストリを立ち上げた⁷。

ナーシップであれば声明は組合員が署名しなければならない、とする2015年現代奴隷法 s54 (6)を参照。

⁵[Ibid.](#)

⁶[Supra note 4.](#)

⁷[現代の奴隷制度に関する声明レジストリのアクセスはこちらから。](#)

2. UK の対新疆製品輸出規制について

2.1 英国政府は 2021 年 1 月 12 日、政府機関や民間企業、故意または不注意にかかわらず、英国の組織が新疆のウイグル人やその他の少数民族に対する人権侵害から利益を得たり、それに加担したりしないようにするための一連の措置を発表した。

第4章 カナダ

カナダの強制労働・制裁制度—法律、行政と執行構造、貿易法上の合法性—¹

カナダの関税率法（Custom Tariff）は、カナダの強制労働を禁止するもので、これは、カナダの最近のカナダ・米国・メキシコ（CUSMA）貿易協定の義務を果たすために導入されたものである。カナダは、輸入業者に関連法を遵守する責任を負わせ、さまざまな方法を通じて、輸入業者に関連するリスクとサプライチェーンを確認するための情報源を知らせよう働きかけている。また、カナダ雇用社会開発省の労働プログラムが、強制労働に関する専門的な調査報告書をカナダ国境サービス庁に提供し、強制労働を用いている可能性のある商品の特定に役立っている。

カナダは、強制労働や人権侵害の対策として、より一般的に多面的なアプローチをとる傾向がある。強制労働の場合、カナダは、強制労働の取引禁止を実施するために、さまざまな人権制裁を利用しており、また利用することもできる。例えば、カナダの特別経済措置法（Special Economic Measures Act）は、汚職、重大かつ組織的な人権侵害、国際平和と安全保障の重大な違反に対する個人への制裁に使用することが可能である。カナダはこの法律を利用し、過去に深刻な人権侵害に対応し、最近では強制労働に関連する中国の4人の個人と1つの団体を制裁した。カナダには、経済制裁や人権制裁に利用できる主要な法律が他に2つあり、本報告書ではその2つについても触れている。その他にも、少ないながらも重要な法律がいくつかあり、カナダの人権制裁と強制労働の禁止を補強する重要な役割を果たしている。本報告書で簡単に取り上げたのは、輸出管理リスト（Export Control List）、輸入管理リスト（Import Control List）、地域管理リスト（Area Control List）を有する輸出入許可法（the Export and Import Permits Act）、カナダ投資法（the Investment Canada Act）、汚職外国官僚資産凍結法（the Freezing Assets of Corrupt Foreign Officials Act）の3つである。

カナダが税関で強制労働を禁止していること、および強制労働を対象とした制裁措置は、既存の公序良俗および国際貿易法の下で正当化され得るが、カナダはこの点を明確かつ公的に表明していない。しかし、カナダは、GATT 第20条(a)（公序良俗）及び20条(b)（人の健康及び生命の保護）に規定される貿易障壁の例外、及び、より低い程度ながらGATT 21条に規定されるいくつかの安全の例外に依拠すると思われる。

¹ マイケル・ネスビット（カルガリー大学法学部法学部准教授）（抄訳：日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター）

終章¹

近年、諸外国において、自国のサプライチェーンの保護等を目的として輸出入管理が行われる動きが見られる。新型コロナウイルスの感染が拡大する中、世界において自由貿易を逸脱するような輸出規制の導入に加え、アンチダンピング措置、CVD（補助金相殺関税）の強化が行われてきた。また、新たな価値遵守のために貿易管理が行われる事例が出てきており、欧米において、人権侵害や強制労働を理由に製品の輸入規制等が行われる動きもある。

実際に米国では2022年に入ってから強制労働を理由とした輸入規制措置が取られている。例えば米国土安全保障省（DHS）は2022年1月28日、米税関・国境警備局（CBP）がマレーシアのゴム手袋製造業者 YTY インダストリー・ホールディングスに対し、同社が生産した使い捨てゴム手袋の輸入を差し止める「違反商品保留命令（WRO）」を出したと明らかにした。国際労働機関（ILO）が定める強制労働指標11項目のうち7項目に該当する行為が確認されたためという。輸入差し止めの対象となるのは、子会社の YTY インダストリー、グリーン・プロスペクト、GP ルムットを含めた YTY インダストリー・ホールディングスの製品。米税関・国境警備局はまた、マレーシアの農園運営大手サイムダービー・プランテーション（SDP）のパーム油とパーム油関連製品を押収することも決定した。強制労働に関する調査の結果に基づく措置で、子会社や合併会社の製品も対象になった²。

また、2022年3月15日に米国税関・国境警備局（CBP）は、中国企業 Li-Ning Sporting Goods が生産または製造した商品を米国のすべての入国港で留置していることを公表した。今回の措置は、Li-Ning Sporting Goods がサプライチェーンで北朝鮮人労働者を使用していることを示す CBP の調査の結果であるという³。第1章で明らかにしたように、米国の対敵制裁措置法（CAATSA）は、北朝鮮国民または北朝鮮国民が全部または一部を採掘、生産または製造した商品、製品、物品が強制労働で製造されていないという明確で説得力のある証拠が提供されない限り、それらの製品等の持ち込みを禁止している。CAATSA に基づき、CBP は米国のすべての入港地で Li-Ning 商品を留置する予定であるという。それらの商品は、輸入者が拘留の通知から30日以内に、商品が囚人労働、強制労働、または刑罰による年季奉公労働によって生産されていないことの明確かつ説得力のある証拠を提出しない限り、入国する権利を有しない。更にこの期間内に明確かつ説得力のある証拠を提出できない場合、商品は差し押さえと没収の対象となる可能性がある。この点について CBP 貿易局の

¹ 高山嘉顕（日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター研究員）

² 「YTY製ゴム手袋、米当局が輸入差し止め」『NNA』（2022年1月31日）。

³ U.S. Customs and Border Protection, *CBP Enforces Countering America's Adversaries Through Sanctions Act Against li-Ning Sporting Goods*, Mar. 15, 2022. <https://www.cbp.gov/newsroom/national-media-release/cbp-enforces-countering-america-s-adversaries-through-sanctions-act>

アンマリー・ハイスミス上級副局長は「CAATSA は、人間の尊厳という基本的価値を守り、米国に持ち込まれる商品に強制労働がないことを保証する CBP の貿易執行手段の一つである」と述べている⁴。

こうした状況を踏まえ、本事業では、新しい時代を見据えた貿易管理制度の参考とするため、諸外国における貿易管理に係る制度や運用状況等について調査・分析を行った。本報告書第 I 部は各国の経済制裁等に関する調査結果を取りまとめたものである。

⁴ U.S. Customs and Border Protection, *CBP Enforces Countering America's Adversaries Through Sanctions Act Against li-Ning Sporting Goods*, Mar. 15, 2022. <https://www.cbp.gov/newsroom/national-media-release/cbp-enforces-countering-america-s-adversaries-through-sanctions-act>

第Ⅱ部

北朝鮮制裁に関する実態調査

北朝鮮制裁に関する実態調査¹

日本としては、国際社会と緊密に連携しながら、北朝鮮に対して国際連合安全保障理事会決議の遵守を強く求めており、北朝鮮に対して毅然とした姿勢で臨むべく、引き続き、関係省庁と連携し、北朝鮮との間の輸出入禁止などの制裁措置を厳格に実施しているところ。しかしながら、近年では制裁回避の手口が世界的に複雑化・巧妙化しているため、制裁回避が疑われる事例の分析及び共有だけでなく、企業におけるデュー・ディリジェンスに活かす取組もますます重要となっている。

こうした状況を踏まえ、本事業では、石油、鉄鋼、奢侈品、繊維品などの国連安保理決議の対象となっている品目の製造や流通に関与する業界団体へのヒアリングを通じ、各国企業のデュー・ディリジェンスの体制や取組（貨物を輸出しようとする場合に仕向地が懸念国ではないこと、取引の相手が制裁対象となっている個人・団体等に該当しないことをどのように確認しているか等）の実態を調査・分析を行った。併せて、各国政府がどのように企業に制裁を遵守するように働きかけを行っているかについて、調査・分析も行った。

¹ 高山嘉顕（日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター研究員）

おわりに¹

近年、諸外国において、自国のサプライチェーンの保護等を目的として輸出入管理が行われる動きが見られる。国際的パワーポリティクスの高まり、新型コロナ禍、新たな価値遵守の取り組みなどが既存のサプライチェーン見直しの動きを後押ししている。人権侵害や強制労働を理由に製品の輸入規制等が行われる動きもある。

他方で、日本としては、国際社会と緊密に連携しながら、北朝鮮に対して国際連合安全保障理事会決議の遵守を強く求めており、北朝鮮に対して毅然とした姿勢で臨むべく、引き続き、関係省庁と連携し、北朝鮮との間の輸出入禁止などの制裁措置を厳格に実施している。しかしながら、近年では制裁回避の手口が世界的に複雑化・巧妙化しているため、制裁回避が疑われる事例の分析及び共有だけでなく、企業におけるデュー・ディリジェンスに活かす取組もますます重要となっている。

こうした状況を踏まえ、本事業では、新しい時代を見据えた貿易管理制度の参考とするため、諸外国における貿易管理に係る制度や運用状況等について調査・分析を行った。具体的には、「各国の政策動向及び輸出入管理制度等に関する調査」（第Ⅰ部）並びに「北朝鮮制裁に関する実態調査」（第Ⅱ部）を実施した。本報告書は本事業の調査研究結果を取りまとめたものである。本報告書が今後の我が国の貿易管理政策に少しでも貢献できれば幸いである。

¹ 高山嘉顕（日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター研究員）

